

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程

〔平成 18 年 4 月 1 日
制 定〕

平成 19 年 3 月 30 日改正

平成 19 年 11 月 30 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 21 年 11 月 30 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 6 月 30 日改正

平成 22 年 12 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 1 月 1 日改正

平成 26 年 12 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 3 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 12 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 1 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 1 月 1 日改正

令和元年 12 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 12 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 12 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）就業規則（平成 18 年 4 月 1 日制定。以下「就業規則」という。）第 51 条の規定に基づき同規則が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第 2 条 職員の給与に関しては、この規則の定めるところによるほか、労働基準法（昭和 22 年

法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるところによるものとする。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額をその月の17日(以下この項において「支給定日」という。)に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の支給定日に支給する。ただし、支給定日が独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第4条に定める休日に当たるときは、次の各号に定める日に支給する。

- 一 支給定日が日曜日に当たるとき 支給定日の前々日(その日が休日に当たるときは支給定日の翌日)
- 二 支給定日が土曜日に当たるとき 支給定日の前日
- 三 支給定日が前2号に掲げる休日以外の休日に当たるとき 支給定日の翌日

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(以下この項並びに第21条及び第22条において、これらの日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、俸給表において定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表(別表第1)
- 二 研究職俸給表(別表第2)
- 三 医療・技術職俸給表(一)(別表第3)
- 四 医療・技術職俸給表(二)(別表第4)

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(新たに職員となった者の俸給)

第6条 新たに職員となった者の俸給は、その者の試験、学歴、免許、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号俸については、別に定めるところによるものとする。

(降格)

第7条の2 就業規則又は独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規程（令和5年4月1日制定。以下「管理監督職上限年齢規程」という。）の定めるところにより職員が降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させる場合、その者の号俸については、別に定めるところによるものとする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前の直近の人事評価の能力評価及び業績評価の全体評語（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員人事評価の実施に関する規程第11条に規定する全体評語。以下「全体評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間におけるその者の勤務成績を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数は4号俸とすることを、次の各号に定める職員にあつては3号俸とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

一 一般職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの

二 研究職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、標準とする号俸数を0号俸とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

(特別の場合の昇給)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、理事長は、特に考慮すべき事由があると認めるときには、前条第2項の規定による昇給をさせることができる。

2 前項の昇給の実施に関し必要な事項は別に定める。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60才以上の父母及び祖父母

五 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として別に定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合にお

いてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員等が一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員等以外のものが一般職9級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外のものが一般職8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち次に掲げる職員に支給する。

- 一 部長及びセンター長並びに上席総括研究員
- 二 総括研究員及び課長（別に定める者に限る。）
- 三 総括研究員、主任研究員及び課長並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規

則（平成16年3月30日制定。以下この項において「組織規則」という。）第14条第1項に定める室長（別に定める者に限る。）

四 組織規則第14条第1項に定める室長

- 2 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分、適用される俸給表及び職務の級に応じて、別表第5に掲げる額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 I種
 - 二 前項第2号に掲げる職員 II種
 - 三 前項第3号に掲げる職員 III種
 - 四 前項第4号に掲げる職員 IV種
- 3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。ただし、第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第21条第1項の場合及び業務上の災害又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 4 第18条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。ただし、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務）における場合については除くものとする。

（地域手当）

第12条 地域手当は、別表第5の2に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、別表第5の2の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別表第5の2に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表第5の2に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第5の2に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第5の2に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
 - 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）が適用される職員（以下「給与法適用職員」という。）、特別職に属する国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、地方公務員、又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。その際、当該在勤することとなった日の前日に係る前項中「別表第5の2に掲げる地域」及び「地域手当の支給割合」は、それぞれ当該採用前の機関で支給を受けていた給与法における地域手当に相当する手当の例によるものとする。

（初任給調整手当）

- 第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

- 第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- 二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円

を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額

- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）にあつては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担しかつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）にあつては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第1号に定める額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

2 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別利用料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 3 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(給与の減額)

- 第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第4条に規定する休日（同規程第5条第1項の規定により休日が別に定められた場合は、当該休日に代わる別に定められた休日とし、同規程第6条第1項の規定により休日が振り替えられた場合は、当該休日が振り替えられた日とする。第20条において同じ。）である場合、休暇による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合、就業規則第43条及び第45条から第49条までの規定により勤務しない場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が一の負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（生理日の就業が著しく困難な場合及び業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）にかかる療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
- 3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 4 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いていているものとする。
- 5 職員が勤務時間規程第10条の規定により無給となる代休の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

- 第18条 勤務時間規程第4条第3項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 一 所定の勤務日における勤務 100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程（平成18年4月1日制定）第3条第1項第2号による継続雇用短時間勤務職員が、所定の勤務日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 第19条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の合計額を当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

- 第20条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第4条に基づく休日（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - 二 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

- 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則（平成18年4月1日施行。以下「平成18年施行附則」という。）第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の支給定日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は失職した職員にあっては、退職し、又は失職した日現在。平成18年施行附則第11項第3号において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定め

る職員にあっては、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあっては、その額に俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額。）を合計額に加算する。以下次条第2項において同じ。）に100分の120（一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級以上の職員で管理職手当の区分がI種の者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程第3条第1項に規定する継続雇用職員（以下「継続雇用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第23条第1号及び同条第3号から第6号により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けてない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第23条第2号の規定により休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第69条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成18年4月1日制定。以下「育児休業等規程」という。）により育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ホ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年4月1日制定）による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

二 基準日前1月以内に退職し、又は失職した職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業規則第69条第4号により懲戒解雇された場合

ロ 退職又は失職した日において前号に該当する職員であった場合

ハ 職員が引き続き給与法適用職員等となるために退職した場合（当該機関等が同様の手当の支給において、研究所の職員在職期間を通算することとしている場合に限る。）

三 前2号に規定する以外で次に掲げる職員

イ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第69条第4号により懲戒解雇された場合

ロ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第18条により当然解雇された場合

ハ 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその退職した日から当該支給定日前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

ニ 次項により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の

行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者

- 5 支給定日に期末手当を支給されることとなっていた職員で当該支給定日の前日までに退職した者が、退職した日から当該支給定日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に定める略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合
- 6 前5項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

- 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成18年施行附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の人事評価の業績評価及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給定日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は失職した職員にあっては、退職し、又は失職した日現在。以下この項及び平成18年施行附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この条において「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、その者の所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 継続雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の57.5」とする。
- 4 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職にされている者（第23条第1項の休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 前5項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者等の給与）

- 第23条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、その休職又は病気休暇の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第1

4 条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 4 9 年労働省令第 3 0 号）第 3 条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年（結核性疾患にあつては満 2 年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第 2 3 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 1 0 0 分の 6 0 を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第 2 3 条第 4 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 7 0 以内（第 1 項に規定するものと認められるときには給与の全額）を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第 2 3 条第 3 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 7 0 以内を支給することができる。
- 6 休職者の給与については、第 1 項から前項に定める給与の他はいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第 2 4 条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業及び介護休業（以下「育児休業等」という。）をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第 2 1 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日以前 6 箇月以内の期間内において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第 2 2 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 前号イの「これに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - イ 就業規則第 6 9 条第 3 号による停職
 - ロ 非常勤職員であった期間（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった場合を除く。）
- 四 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- 五 職員が部分休業（育児休業等規程第 1 9 条に規定する育児部分休業及び同規程第 1 9 条の 2 に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、第 1 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 育児休業等規程による育児短時間勤務をする職員に対する本規程の適用について、本規程に定めるもののうち、俸給、管理職手当、初任給調整手当及び超過勤務手当の取り扱いに関しては、別に定めるところによる。

（自己啓発等休業者の給与）

第24条の2 自己啓発等休業をしている職員には給与を支給しない。

- 2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

（任期付職員の給与）

第24条の3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所任期付職員の就業等に関する規程（平成20年4月1日制定）による任期付職員に対する本規程の適用については、同規程に定めるところによる。

（復職時の調整）

第25条 第24条第1項第4号及び第24条の2第2項に定めるほか、休職していた職員が職務に復帰した場合は、別に定めるところにより、その号俸を調整することができる。

（日割計算）

第26条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、第11条に規定する管理職手当及び第12条に規定する地域手当の支給について準用する。

（端数計算）

第27条 第18条第1項に規定する超過勤務1時間当たりの超過勤務手当の額及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第28条 この規程により計算した確定金額（前条に規定されるものを除く。）に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第29条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく労使協定により、職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、労使協定により、別に定める基準に基づき、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(人事交流での出向による職員の給与の調整)

第30条 人事交流による国立大学法人等からの出向者の給与について、理事長は、当該出向直前に当人が受けていた給与を勘案し、理事長が必要と認める範囲内において調整を行うことができる。

- 2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。
- 3 第1項に定める調整は、当該調整を受ける職員が、人事交流による出向者でなくなった場合には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第31条 この規程及び関係細則等に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

(この規程により難い場合の措置)

第32条 特別の事情によりこの規程によることのできない場合又はこの規程によることが著しく不適切であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、当該の職員について、そのいずれの級となるかは理事長が決定する。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において改正前の規程における俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその職員が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその職員が旧号俸を受けていた期間(理事長が別に定めるところにより当該期間を決定する職員にあっては、そ

の期間。以下「経過期間」という。) に応じて附則別表第2に定める号俸とし、前項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める。

(職務の級における最高の号俸を超える号俸の切替え)

- 4 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その職員が切替日において職務の級の異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 この附則第3項から前項までの規定の適用については、職員の属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 次の各号に定める職員について、切替日(第3号において切替日以降も含む。)において、その者の受ける俸給月額が切替日の前日に受けていた俸給月額(第2号及び第3号において、切替日の前日に受けていたものとみなされる俸給月額も含む。平成21年12月1日において第4号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に同号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる場合には、平成26年3月31日までの間、別に定めるところにより、その差額に相当する額(この附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

一 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員

二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前号に規定する職員を除く。)について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合。

三 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合

四 平成21年12月1日施行附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

- 8 前項の規定による俸給を支給される職員に関する、第11条第2項、第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、各条文中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程(平成18年4月1日施行)附則第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

9 平成22年3月31日までの間における第8条第2項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 平成19年1月1日における昇給 別に定めるところによる
- 二 前号に定める昇給日以外における昇給 次の表の第1欄に掲げる字句を、それぞれ同表の第2欄に掲げる字句に読み替える。

	第1欄	第2欄
第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第8条第3項	2号俸	1号俸

(地域手当に係る経過措置)

10 第12条に規定する地域手当に関する経過措置については別に定める。

(55歳を超える職員の給与の抑制措置)

11 平成30年3月31日までの間、特定職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第17条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の適用により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下前項及びこの項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下前項及びこの項において「俸給月額減額基礎額」という。))

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額(第21条第2項に規定する別表第7の適用を受ける管理又は監督の地位にある職員(以下この号及び次号において「管

理監督職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額)

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額(第22条第2項において同じとした管理監督職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に別表第7に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

五 第23条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第23条第1項 前各号に定める額

ロ 第23条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第23条第3項 第1号及び第2号に定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第23条第4項及び第5項 第1号から第3号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級

- 1 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。
- 1 3 この附則第 1 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 1 7 条及び第 1 8 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 1 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を当該年度における 1 ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 1 4 この附則第 1 1 項が適用される間、第 2 2 条第 2 項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員でこの附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1. 2 7 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1. 5 7 5）、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1. 4 2 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1. 7 2 5）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは 1 0 0 分の 8 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 0 5）、1 2 月に支給するときは 1 0 0 分の 9 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 1 5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日から施行し、この規程による改正後の職員給与規程の規定は、第 2 2 条第 2 項の規定を除き平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。
（平成 1 9 年 4 月 1 日から施行の日までの間における異動者の号俸）
- 2 平成 1 9 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が決定するところによる。
（施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間における異動者の号俸の調整）
- 3 施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、理事長は、当該適用又

は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認める限度において、給与法適用職員の例により、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。
(平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第２１条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものの以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第１６条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から平成２１年１１月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から２４号俸まで
	３級	１号俸から８号俸まで
研究職俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
医療・技術職俸給表（一）	１級	１号俸から５２号俸まで

	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
医療・技術職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで

二 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 4 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。
（平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第 2 1 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成 2 2 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の平成 1 8 年施行附則第 1 1 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、同附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 2 2 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第 1 6 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額に、同月から平成 2 2 年 1 1 月までの月数（同年 4 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月

数) を乗じて得た額

- 二 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 64 号俸まで
	3 級	1 号俸から 48 号俸まで
	4 級	1 号俸から 32 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
	6 級	1 号俸から 16 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
	4 級	1 号俸から 24 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで
医療・技術職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
医療・技術職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 80 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで

（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

- 3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の平成 18 年施行附則第 11 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは平成 22 年 12 月 1 日と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 4 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもののうち、平成 22 年 1 月 1 日においてこの規程第 8 条第 1 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
- 5 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第 2

0条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員の育児短時間勤務に関する細則（平成20年4月1日制定）第3条第1項各号に定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び任期付職員就業規程別表第一及び第二に掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第8条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第20条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、国家公務員の例に準じる。

(職員給与の特例について)

第3条 職員の給与については、この規程に定めるもののほか、必要に応じ別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第5条、第13条及び第15条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

- 2 平成27年1月1日における第8条第2項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の表の第1欄に定める字句をそれぞれ同表の第2欄に掲げる字句に読み替える。

	第1欄	第2欄
第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の切替日における号俸については、その職員が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成18年施行附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（継続雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職

員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。

4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

6 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間は、改正後の給与規程第16条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成27年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の80（特定幹部職員にあっては100分の100）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とし、平成18年施行附則第14項の適用については、同項中「100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」と、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成28年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とし、平成18年施行附則第14項については、同項中「100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）」と、「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達

した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と、第６項中「扶養親族（一般職９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職９級以上職員等から一般職９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職９級以上職員等以外の職員から一般職９級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（一般職９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

２ 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後給与規程第１０条第１項ただし書及び同条第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、改正後給与規程第１０条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父

母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号」とあるのは「第2項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職8級職員等」とあるのは「一般職8级以上職員等」と、「第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは

「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等」とあるのは「一般職 8 級以上職員等が一般職 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等」とあるのは「一般職 8 級以上職員等」と、「が一般職 8 級職員等」とあるのは「が一般職 8 級以上職員等」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条、第 1 3 条及び平成 1 8 年施行附則第 1 4 項の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 2 9 年 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 2 9 年 6 月及び 1 2 月に支給する勤勉手当に関する第 2 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 9 0（特定幹部職員にあつては 1 0 0 分の 1 1 0）」とあるのは「6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 8 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 0 5）、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 5（特定幹部職員にあつては、1 0 0 分の 1 1 5）」とする。

（平成 3 0 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第 3 条 平成 3 0 年 4 月 1 日において 3 7 歳に満たない職員（同日において、任期付職員の就業等に関する規程別表第 1 若しくは別表第 2 に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 2 7 年 1 月 1 日において職員給与規程第 8 条第 1 項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要であると認められるものとして別に定める職員の平成 3 0 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

2 職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成 1 8 年 4 月 1 日制定）（以下この項において「育児介護規程」という。）第 2 0 条の 2 に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、育児介護規程第 2 0 条の 2 に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員の育児短時間勤務に関する細則（平成 2 0 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項各号に定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 1 8 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成30年4月1日から適用し、改正後の第21条第2項及び第22条第2項の規定は、平成30年11月30日から適用する。

(平成30年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成30年6月及び12月に支給する期末手当に関する第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130（特定幹部職員にあつては100分の110）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の122.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）」とする。

(平成30年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 平成30年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和元年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する特例措置)

第2条 施行の日の前日において改正前の給与規程第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当

に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合は、当該相当する額を超えない範囲で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第2条の規定による改正後の給与規程第14条各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の給与規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和2年6月及び12月に支給する期末手当に関する第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第21条第2項（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程第8条第4項の規定が適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（この規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 継続雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定幹部職員以外の職員 127.5分の15

ロ 特定幹部職員 107.5分の15

二 継続雇用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

ロ 特定幹部職員 62.5分の10

3 前項に定める規定の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び別表第1から別表第4までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第22条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(俸給月額等に関する経過措置)

2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳（研究職俸給表の適用を受ける職員（以下令和5年4月1日施行附則（以下「令和5年附則」という。）において「研究職員」という。）にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下令和5年附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条から第9条までの規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 継続雇用職員、任期付職員その他の研究所と期間の定めのある雇用契約を締結した職員

二 管理監督職上限年齢規程第5条第1項又は第2項の規定により同規程第2条第1項に規定する異動期間（同規程第5条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規程第2条第1項に規定する管理監督職を占める職員

4 管理監督職上限年齢規程第3条に規定する他の職位への降任をされた職員であって、当該他の職位への降任をされた日（以下この項及び令和5年附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に令和5年附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、

50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、令和5年附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第5条から第9条までの規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第5条から第9条までの規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(令和5年附則第2項の適用を受ける職員に限り、同附則第4項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 令和5年附則第4項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の同附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、採用等の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 8 令和5年附則第4項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と給与規程附則(令和5年4月1日施行)第4項、第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 9 令和5年附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第11条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。
- 10 前項の規定は、第11条第1項第1号に掲げる部長及びセンター長の職位を占める研究職員には、当該職位を占めている間、適用しない。
- 11 令和5年附則第2項から前項までに定めるもののほか、同附則第2項の規定による俸給月額、同附則第4項の規定による俸給その他同附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 一般職俸給表（第5条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
1 0	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
1 1	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
1 2	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
1 3	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
1 4	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
1 5	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
1 6	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
1 7	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
1 8	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
1 9	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
2 0	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
2 1	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
2 2	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
2 3	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
2 4	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
2 5	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
2 6	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
2 7	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
2 8	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
2 9	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
3 0	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
3 1	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
3 2	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
3 3	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
3 4	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	

3 5	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
3 6	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
3 7	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
3 8	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
3 9	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
4 0	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
4 1	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
4 2	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
4 3	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
4 4	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
4 5	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
4 6	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
4 7	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
4 8	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
4 9	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
5 0	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
5 1	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
5 2	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
5 3	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
5 4	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
5 5	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
5 6	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
5 7	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
5 8	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
5 9	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
6 0	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
6 1	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
6 2	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
6 3	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
6 4	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
6 5	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
6 6	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
6 7	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
6 8	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
6 9	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
7 0	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
7 1	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
7 2	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
7 3	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
7 4	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
7 5	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			

7 6	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
7 7	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
7 8	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
7 9	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
8 0	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
8 1	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
8 2	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
8 3	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
8 4	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
8 5	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
8 6	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
8 7	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
8 8	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
8 9	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
9 0	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
9 1	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
9 2	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
9 3	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
9 4		294,900	342,600							
9 5		295,200	343,100							
9 6		295,600	343,500							
9 7		295,800	343,700							
9 8		296,100	344,100							
9 9		296,500	344,500							
1 0 0		296,900	344,800							
1 0 1		297,100	345,100							
1 0 2		297,400	345,500							
1 0 3		297,800	345,900							
1 0 4		298,100	346,300							
1 0 5		298,300	346,800							
1 0 6		298,600	347,200							
1 0 7		299,000	347,600							
1 0 8		299,300	348,000							
1 0 9		299,500	348,500							
1 1 0		299,900	348,900							
1 1 1		300,300	349,200							
1 1 2		300,600	349,500							
1 1 3		300,800	350,000							
1 1 4		301,000								
1 1 5		301,300								
1 1 6		301,700								

1 1 7	301,900									
1 1 8	302,100									
1 1 9	302,400									
1 2 0	302,700									
1 2 1	303,100									
1 2 2	303,300									
1 2 3	303,600									
1 2 4	303,900									
1 2 5	304,200									

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員には適用しない。

別表第2 研究職俸給表（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100	
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600	
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100	
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600	
33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900	
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300	

3 5	209, 500	278, 800	351, 400	394, 900	475, 700
3 6	211, 400	280, 600	352, 900	396, 700	478, 200
3 7	212, 900	282, 500	354, 100	397, 900	480, 600
3 8	214, 800	283, 600	355, 500	399, 400	483, 100
3 9	216, 700	284, 800	356, 700	400, 800	485, 500
4 0	218, 600	286, 000	358, 100	402, 200	488, 000
4 1	220, 400	287, 200	358, 800	403, 600	490, 300
4 2	222, 300	287, 900	359, 900	404, 900	492, 500
4 3	224, 200	288, 500	361, 100	406, 400	494, 700
4 4	226, 100	289, 200	362, 200	408, 000	496, 900
4 5	227, 800	289, 900	363, 300	409, 400	498, 600
4 6	229, 700	291, 000	364, 500	410, 600	500, 100
4 7	231, 500	292, 100	365, 800	412, 200	501, 700
4 8	233, 300	293, 200	366, 900	413, 800	503, 200
4 9	234, 900	294, 400	368, 000	415, 100	504, 900
5 0	236, 700	295, 600	369, 300	416, 500	506, 300
5 1	238, 400	296, 600	370, 600	418, 000	507, 700
5 2	240, 000	297, 500	371, 900	419, 400	509, 200
5 3	241, 300	298, 600	372, 600	420, 800	510, 300
5 4	243, 000	299, 600	373, 600	422, 200	511, 500
5 5	244, 600	300, 800	374, 500	423, 600	512, 700
5 6	246, 100	301, 700	375, 500	425, 000	513, 900
5 7	247, 300	302, 200	376, 300	426, 100	514, 800
5 8	248, 500	303, 000	377, 100	427, 400	515, 800
5 9	249, 400	304, 000	377, 800	428, 800	516, 800
6 0	250, 300	304, 900	378, 500	430, 100	517, 800
6 1	251, 300	305, 800	379, 100	430, 900	518, 900
6 2	252, 200	306, 900	379, 800	431, 800	519, 800
6 3	253, 100	308, 000	380, 700	432, 800	520, 500
6 4	254, 000	309, 100	381, 600	433, 700	521, 200
6 5	254, 900	309, 900	382, 200	434, 600	522, 000
6 6	255, 800	311, 000	383, 000	435, 400	522, 800
6 7	256, 600	311, 900	383, 800	436, 000	523, 600
6 8	257, 200	312, 900	384, 600	436, 800	524, 400
6 9	258, 000	313, 900	385, 200	437, 200	525, 100
7 0	259, 300	314, 900	385, 900	437, 800	525, 900
7 1	260, 600	316, 000	386, 600	438, 300	526, 700
7 2	261, 800	317, 100	387, 300	438, 800	527, 500
7 3	263, 100	317, 600	388, 000	439, 300	528, 200
7 4	264, 500	318, 600	388, 600		

7 5	265,700	319,700	389,200		
7 6	266,700	320,800	389,900		
7 7	267,700	321,900	390,600		
7 8	268,800	322,900	391,200		
7 9	270,000	323,800	391,800		
8 0	270,900	324,700	392,400		
8 1	272,100	325,800	393,000		
8 2	273,300	326,600	393,600		
8 3	274,500	327,300	394,200		
8 4	275,500	328,100	394,800		
8 5	276,600	328,600	395,300		
8 6	277,600	329,100	395,800		
8 7	278,700	329,600	396,300		
8 8	279,700	330,100	397,000		
8 9	280,500	330,400	397,400		
9 0	281,700	330,900			
9 1	282,700	331,400			
9 2	283,900	331,900			
9 3	284,800	332,200			
9 4	285,800	332,600			
9 5	286,800	333,100			
9 6	287,800	333,600			
9 7	288,100	334,100			
9 8	289,000	334,600			
9 9	289,700	335,100			
1 0 0	290,600	335,600			
1 0 1	291,500	336,100			
1 0 2	292,200	336,600			
1 0 3	292,900	337,100			
1 0 4	293,600	337,600			
1 0 5	294,300	338,100			
1 0 6	294,800	338,500			
1 0 7	295,300	339,000			
1 0 8	295,800	339,400			
1 0 9	296,000	339,900			
1 1 0	296,400	340,300			
1 1 1	296,700	340,800			
1 1 2	297,000	341,200			
1 1 3	297,300	341,700			
1 1 4	297,600	342,100			

1 1 5	297, 900	342, 600				
1 1 6	298, 200	343, 000				
1 1 7	298, 500	343, 500				
1 1 8	298, 900	343, 900				
1 1 9	299, 200	344, 300				
1 2 0	299, 600	344, 700				
1 2 1	299, 900	345, 100				

備考 この表は、研究業務に従事する職員に適用する。

別表第3 医療・技術職俸給表（一）（第5条関係）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800
2	156,500	193,100	228,400
3	157,900	194,700	230,000
4	159,300	196,300	231,600
5	160,500	197,800	233,000
6	162,300	199,300	234,600
7	164,000	200,900	236,100
8	165,600	202,400	237,700
9	167,200	204,000	238,600
1 0	168,900	205,700	240,000
1 1	170,500	207,300	241,400
1 2	172,300	209,000	242,500
1 3	173,700	210,400	244,000
1 4	175,500	212,000	245,300
1 5	177,400	213,600	246,500
1 6	179,200	215,200	247,800
1 7	181,100	216,600	248,600
1 8	182,600	218,200	249,800
1 9	184,400	219,900	250,900
2 0	186,200	221,600	252,000
2 1	187,700	222,900	253,400
2 2	189,200	224,400	254,200
2 3	190,700	225,800	255,100
2 4	192,200	227,300	256,000
2 5	193,800	228,500	257,000
2 6	195,100	229,900	258,100
2 7	196,600	231,200	259,200
2 8	198,000	232,400	260,400
2 9	199,500	233,600	261,800
3 0	200,700	234,900	263,400
3 1	202,000	236,400	265,000
3 2	203,300	237,700	266,500
3 3	204,700	238,700	267,800
3 4	206,100	240,000	269,500

3 5	207, 400	240, 900	271, 100
3 6	208, 800	242, 100	272, 700
3 7	209, 900	243, 400	274, 100
3 8	211, 200	244, 500	275, 600
3 9	212, 500	245, 600	277, 200
4 0	213, 800	246, 700	278, 600
4 1	214, 900	247, 800	279, 800
4 2	216, 100	248, 700	281, 200
4 3	217, 300	249, 600	282, 700
4 4	218, 500	250, 400	284, 200
4 5	219, 600	251, 500	285, 700
4 6	220, 700	252, 800	287, 400
4 7	221, 700	254, 100	289, 100
4 8	222, 700	255, 300	290, 700
4 9	223, 600	256, 800	291, 900
5 0	224, 500	258, 200	293, 500
5 1	225, 400	259, 400	294, 800
5 2	226, 300	260, 600	296, 400
5 3	226, 600	261, 600	297, 700
5 4	227, 400	262, 900	299, 200
5 5	228, 000	264, 200	300, 600
5 6	228, 800	265, 300	302, 100
5 7	229, 500	266, 100	303, 100
5 8	230, 200	267, 300	304, 300
5 9	230, 800	268, 500	305, 500
6 0	231, 400	269, 600	306, 900
6 1	232, 100	270, 500	308, 200
6 2	232, 700	271, 600	309, 400
6 3	233, 300	272, 700	310, 700
6 4	234, 000	273, 800	311, 900
6 5	234, 600	274, 600	313, 300
6 6	235, 300	275, 700	314, 100
6 7	236, 000	276, 600	314, 900
6 8	236, 700	277, 700	315, 700
6 9	237, 300	278, 700	316, 300
7 0	237, 900	279, 700	317, 000
7 1	238, 500	280, 800	317, 700
7 2	239, 000	281, 900	318, 300
7 3	239, 600	282, 500	319, 000
7 4	240, 300	283, 200	319, 200
7 5	241, 000	283, 700	319, 800
7 6	241, 500	284, 500	320, 400

7 7	241, 900	285, 300	321, 000
7 8	242, 400	285, 900	321, 500
7 9	242, 900	286, 500	322, 000
8 0	243, 200	287, 100	322, 500
8 1	243, 500	287, 800	323, 100
8 2	243, 800	288, 300	323, 600
8 3	244, 100	288, 700	324, 000
8 4	244, 400	289, 100	324, 500
8 5	244, 700	289, 300	325, 000
8 6		289, 500	325, 400
8 7		289, 700	325, 600
8 8		289, 900	326, 000
8 9		290, 300	326, 400
9 0		290, 500	326, 800
9 1		290, 700	327, 200
9 2		290, 900	327, 600
9 3		291, 300	327, 900
9 4		291, 500	328, 100
9 5		291, 700	328, 500
9 6		292, 000	328, 800
9 7		292, 400	329, 000
9 8		292, 700	329, 300
9 9		292, 900	329, 600
1 0 0		293, 200	329, 900
1 0 1		293, 500	330, 100
1 0 2		293, 700	330, 400
1 0 3		293, 900	330, 800
1 0 4		294, 200	331, 000
1 0 5		294, 500	331, 200
1 0 6			331, 400
1 0 7			331, 800
1 0 8			332, 000
1 0 9			332, 200
1 1 0			332, 600
1 1 1			333, 000
1 1 2			333, 400
1 1 3			333, 600

備考 この表は、心理療法士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第4 医療・技術職俸給表（二）（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800
8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
1 0	183,000	214,600	255,800
1 1	184,600	216,000	256,700
1 2	186,100	217,200	257,500
1 3	187,500	218,600	258,600
1 4	189,500	220,000	259,600
1 5	191,500	221,500	260,400
1 6	193,500	222,700	261,300
1 7	195,500	224,100	261,800
1 8	197,500	225,600	262,700
1 9	199,500	227,100	263,500
2 0	201,500	228,600	264,300
2 1	203,500	229,700	265,200
2 2	205,400	231,400	265,900
2 3	207,500	233,100	266,800
2 4	209,600	234,700	267,600
2 5	211,200	236,000	268,600
2 6	212,500	237,700	269,400
2 7	213,700	239,400	270,300
2 8	215,000	241,100	271,300
2 9	216,200	242,700	272,500
3 0	217,300	244,100	273,700
3 1	218,600	245,400	275,200
3 2	219,700	246,500	276,500
3 3	221,000	247,500	278,000
3 4	222,300	248,600	279,400

3 5	223,600	249,500	280,600
3 6	224,900	250,500	281,800
3 7	226,000	251,200	283,300
3 8	227,400	252,200	284,500
3 9	228,700	253,100	285,900
4 0	230,100	254,100	287,100
4 1	231,000	254,500	288,100
4 2	232,400	255,400	289,400
4 3	233,700	256,200	290,700
4 4	235,100	256,900	292,100
4 5	236,300	257,700	293,400
4 6	237,700	258,400	294,800
4 7	239,000	259,300	296,300
4 8	240,300	260,100	297,800
4 9	241,200	260,900	298,900
5 0	242,300	261,800	300,200
5 1	243,300	262,700	301,400
5 2	244,300	263,700	302,800
5 3	245,000	264,800	304,200
5 4	246,000	266,000	305,500
5 5	246,900	267,300	306,900
5 6	247,800	268,600	308,300
5 7	248,500	270,000	309,100
5 8	249,500	271,500	310,300
5 9	250,100	272,900	311,500
6 0	250,900	274,300	312,900
6 1	251,700	275,600	314,000
6 2	252,500	276,900	315,300
6 3	253,300	278,300	316,600
6 4	254,100	279,400	317,800
6 5	254,800	280,500	319,100
6 6	255,500	281,800	320,400
6 7	256,300	283,100	321,700
6 8	257,000	284,400	323,000
6 9	257,800	285,500	323,700
7 0	258,600	287,000	324,800
7 1	259,500	288,500	325,900
7 2	260,500	289,900	326,800
7 3	261,800	290,900	328,100
7 4	263,100	292,300	328,800

7 5	264,200	293,500	329,900
7 6	265,300	294,800	331,100
7 7	266,200	296,200	332,200
7 8	267,200	297,500	333,400
7 9	268,400	298,700	334,500
8 0	269,400	300,000	335,700
8 1	270,300	300,500	336,800
8 2	271,200	301,700	337,900
8 3	272,200	302,800	338,900
8 4	273,100	304,000	340,000
8 5	273,900	305,100	340,900
8 6	274,700	306,300	341,900
8 7	275,600	307,500	342,800
8 8	276,500	308,600	343,800
8 9	277,300	309,900	344,800
9 0	278,200	311,100	345,600
9 1	279,000	312,300	346,400
9 2	280,000	313,500	347,200
9 3	280,900	314,300	347,800
9 4	281,900	315,000	348,400
9 5	282,800	315,700	349,100
9 6	283,800	316,300	349,700
9 7	284,400	317,000	350,100
9 8	285,200	317,300	350,500
9 9	285,800	317,900	351,000
1 0 0	286,700	318,600	351,400
1 0 1	287,500	319,000	351,900
1 0 2	288,300	319,600	352,300
1 0 3	289,100	320,200	352,800
1 0 4	289,900	320,800	353,200
1 0 5	290,600	321,200	353,500
1 0 6	291,100	321,700	354,000
1 0 7	291,600	322,200	354,400
1 0 8	292,100	322,700	354,700
1 0 9	292,300	323,100	355,200
1 1 0	292,600	323,500	355,700
1 1 1	292,800	323,800	356,200
1 1 2	293,200	324,100	356,700
1 1 3	293,500	324,500	357,200
1 1 4	293,700	324,900	357,700

1 1 5	294,100	325,300	358,200
1 1 6	294,400	325,600	358,600
1 1 7	294,700	325,800	359,000
1 1 8	295,000	326,100	359,400
1 1 9	295,300	326,500	359,900
1 2 0	295,700	326,700	360,400
1 2 1	296,000	326,900	360,800
1 2 2	296,400	327,200	361,300
1 2 3	296,700	327,500	361,800
1 2 4	297,100	327,800	362,300
1 2 5	297,300	328,000	362,600
1 2 6	297,500	328,300	
1 2 7	297,800	328,700	
1 2 8	298,200	328,900	
1 2 9	298,400	329,100	
1 3 0	298,700	329,300	
1 3 1	299,100	329,700	
1 3 2	299,500	329,900	
1 3 3	299,700	330,200	
1 3 4	300,000	330,600	
1 3 5	300,400	331,000	
1 3 6	300,700	331,400	
1 3 7	300,900	331,700	
1 3 8	301,200	332,100	
1 3 9	301,600	332,500	
1 4 0	301,900	332,900	
1 4 1	302,100	333,200	
1 4 2	302,500	333,600	
1 4 3	302,900	333,900	
1 4 4	303,200	334,300	
1 4 5	303,400	334,600	
1 4 6	303,600	335,000	
1 4 7	303,900	335,400	
1 4 8	304,300	335,800	
1 4 9	304,500	336,100	
1 5 0	304,700	336,500	
1 5 1	305,000	336,900	
1 5 2	305,300	337,300	
1 5 3	305,700	337,600	
1 5 4	305,900		

1 5 5	306,100		
1 5 6	306,400		
1 5 7	306,700		
1 5 8	307,000		
1 5 9	307,300		
1 6 0	307,600		
1 6 1	308,000		
1 6 2	308,300		
1 6 3	308,600		
1 6 4	308,900		
1 6 5	309,300		
1 6 6	309,600		
1 6 7	309,900		
1 6 8	310,200		
1 6 9	310,600		

備考 この表は、看護師、准看護師に適用する。

別表第 5（第 1 1 条第 2 項関係）

一般職俸給表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	I 種	1 0 4, 2 0 0 円
8 級	I 種	9 4, 0 0 0 円
	II 種	8 2, 2 0 0 円
7 級	I 種	8 8, 5 0 0 円
	II 種	7 7, 4 0 0 円
	III 種	6 6, 4 0 0 円
6 級	II 種	7 2, 7 0 0 円
	III 種	6 2, 3 0 0 円
5 級	II 種	6 9, 4 0 0 円
	III 種	5 9, 5 0 0 円
4 級	III 種	5 5, 5 0 0 円
	IV 種	4 6, 3 0 0 円

※ 1 0 級については別に定める。

研究職俸給表

職務の級	区分	管理職手当の額
5 級	I 種	1 0 3, 4 0 0 円
	II 種	9 0, 5 0 0 円
	III 種	7 7, 6 0 0 円
4 級	II 種	7 8, 4 0 0 円
	III 種	6 7, 2 0 0 円
3 級	III 種	6 0, 9 0 0 円

※ 6 級については別に定める。

別表第5の2（第12条関係）

支給地域	支給割合
神奈川県横須賀市	100分の10
広島県東広島市	100分の3

別表第6（第21条第2項関係）

第21条第2項の「別表第6に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級8級以上の職員	100分の20
職務の級7級及び6級の職員	100分の15
職務の級5級及び4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員	100分の5

②研究職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級6級の職員	100分の20
職務の級5級の職員	100分の15 (別に定める職員にあっては、 100分の20)
職務の級4級及び3級の職員	100分の10
職務の級2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

③医療・技術職俸給表（一）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級3級及び2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

④医療・技術職俸給表（二）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級3級及び2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

別表第 7（第 2 1 条第 2 項関係）

第 2 1 条第 2 項の「別表第 7 に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第 1 1 条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 7 級以上	1 0 0 分の 1 5
第 1 1 条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

②研究職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第 1 1 条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 5 級以上	1 0 0 分の 1 5
第 1 1 条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

別表第 8（第 2 1 条関係）

在職期間別支給割合

基準日現在の在職期間	割合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

附則別表第 1

職務の級の切替表（附則第 3 項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
研究職俸給表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第 2（附則第 4 項関係）

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表(旧級が 11 級である職員を除く)

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2

7	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32

	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
	3 月未満			85	65	89	77	73			

22	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							

	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 12 月未満			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 12 月未満			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表（旧級が５級である職員を除く）

旧号俸	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級
１	３月未満			１	１
	３月以上 ６月未満			１	１
	６月以上 ９月未満			１	１
	９月以上 １２月未満			１	１
	１２月以上			１	１
２	３月未満	１	１	１	１
	３月以上 ６月未満	２	２	１	１
	６月以上 ９月未満	３	３	１	１
	９月以上 １２月未満	４	４	１	１
	１２月以上	５	５	１	１
３	３月未満	５	５	１	１
	３月以上 ６月未満	６	６	２	１
	６月以上 ９月未満	７	７	３	１
	９月以上 １２月未満	８	８	４	１
	１２月以上	９	９	５	１
４	３月未満	９	９	５	１
	３月以上 ６月未満	１０	１０	６	１
	６月以上 ９月未満	１１	１１	７	１
	９月以上 １２月未満	１２	１２	８	１
	１２月以上	１３	１３	９	１
５	３月未満	１３	１３	９	１
	３月以上 ６月未満	１４	１４	１０	２
	６月以上 ９月未満	１５	１５	１１	３
	９月以上 １２月未満	１６	１６	１２	４
	１２月以上	１７	１７	１３	５
６	３月未満	１７	１７	１３	５
	３月以上 ６月未満	１８	１８	１４	６
	６月以上 ９月未満	１９	１９	１５	７
	９月以上 １２月未満	２０	２０	１６	８
	１２月以上	２１	２１	１７	９
７	３月未満	２１	２１	１７	９
	３月以上 ６月未満	２２	２２	１８	１０
	６月以上 ９月未満	２３	２３	１９	１１

	9 月以上 12 月未満	24	24	20	12
	12 月以上	25	25	21	13
8	3 月未満	25	25	21	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	16
	12 月以上	29	29	25	17
9	3 月未満	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	20
	12 月以上	33	33	29	21
10	3 月未満	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	24
	12 月以上	37	37	33	25
11	3 月未満	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	28
	12 月以上	41	41	37	29
12	3 月未満	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	31
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	32
	12 月以上	45	45	41	33
13	3 月未満	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	35
	9 月以上 12 月未満	48	48	44	36
	12 月以上	49	49	45	37
14	3 月未満	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	39
	9 月以上 12 月未満	52	52	48	40
	12 月以上	53	53	49	41

15	3 月未滿	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	44
	12 月以上	57	57	53	45
16	3 月未滿	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	48
	12 月以上	61	61	57	49
17	3 月未滿	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	52
	12 月以上	65	65	61	53
18	3 月未滿	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	55
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	56
	12 月以上	69	69	65	57
19	3 月未滿	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	59
	9 月以上 12 月未滿	72	72	68	60
	12 月以上	73	73	69	61
20	3 月未滿	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	63
	9 月以上 12 月未滿	76	76	72	64
	12 月以上	77	77	73	65
21	3 月未滿	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	67
	9 月以上 12 月未滿	80	80	76	68
	12 月以上	81	81	77	69
	3 月未滿	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	70

22	6 月以上 9 月未満	83	83	79	71
	9 月以上 12 月未満	84	84	80	72
	12 月以上	85	85	81	73
23	3 月未満	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	73
	9 月以上 12 月未満	88	88	84	73
	12 月以上	89	89	85	73
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上 12 月未満	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	89	
	6 月以上 9 月未満	95	95	89	
	9 月以上 12 月未満	96	96	89	
	12 月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上 12 月未満	100	100		
	12 月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 12 月未満	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		

	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113			
	3 月以上 6 月未滿	114			
	6 月以上 9 月未滿	115			
	9 月以上 12 月未滿	116			
	12 月以上	117			
31	3 月未滿	117			
	3 月以上 6 月未滿	118			
	6 月以上 9 月未滿	119			
	9 月以上 12 月未滿	120			
	12 月以上	121			
32	3 月未滿	121			
	3 月以上 6 月未滿	121			
	6 月以上 9 月未滿	121			
	9 月以上 12 月未滿	121			
	12 月以上	121			

ハ 医療・技術職（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7	3

	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37	33

15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12 月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12 月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12 月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3 月未滿	77	77	77	73	69			
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70			
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71			
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72			
	12 月以上	81	81	81	77	73			
	3 月未滿	81	81	81	77	73			
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74			

22	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75			
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80	76			
	12 月以上	85	85	85	81	77			
23	3 月未満	85	85	85	81	77			
	3 月以上 6 月未満	85	86	86	82	78			
	6 月以上 9 月未満	85	87	87	83	79			
	9 月以上 12 月未満	85	88	88	84	80			
	12 月以上	85	89	89	85	81			
24	3 月未満		89	89	85				
	3 月以上 6 月未満		90	90	86				
	6 月以上 9 月未満		91	91	87				
	9 月以上 12 月未満		92	92	88				
	12 月以上		93	93	89				
25	3 月未満		93	93	89				
	3 月以上 6 月未満		94	94	90				
	6 月以上 9 月未満		95	95	91				
	9 月以上 12 月未満		96	96	92				
	12 月以上		97	97	93				
26	3 月未満		97	97	93				
	3 月以上 6 月未満		98	98	94				
	6 月以上 9 月未満		99	99	95				
	9 月以上 12 月未満		100	100	96				
	12 月以上		101	101	97				
27	3 月未満		101	101	97				
	3 月以上 6 月未満		102	102	98				
	6 月以上 9 月未満		103	103	99				
	9 月以上 12 月未満		104	104	100				
	12 月以上		105	105	101				
28	3 月未満		105	105					
	3 月以上 6 月未満		105	106					
	6 月以上 9 月未満		105	107					
	9 月以上 12 月未満		105	108					
	12 月以上		105	109					
29	3 月未満			109					
	3 月以上 6 月未満			110					
	6 月以上 9 月未満			111					
	9 月以上 12 月未満			112					

	12 月以上			113					
30	3 月未滿			113					
	3 月以上 6 月未滿			113					
	6 月以上 9 月未滿			113					
	9 月以上 12 月未滿			113					
	12 月以上			113					

二 医療・技術職（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7

	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37

15	3 月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3 月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3 月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3 月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3 月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3 月未満	73	73	73	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3 月未満	77	77	77	73	69	65	
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70	66	
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71	67	
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	76	72	68	
	12 月以上	81	81	81	77	73	69	
	3 月未満	81	81	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74	69	

22	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75	69	
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80	76	69	
	12 月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3 月未満	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	83	79		
	9 月以上 12 月未満	88	88	88	84	80		
	12 月以上	89	89	89	85	81		
24	3 月未満	89	89	89	85	81		
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	86	82		
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	87	83		
	9 月以上 12 月未満	92	92	92	88	84		
	12 月以上	93	93	93	89	85		
25	3 月未満	93	93	93	89			
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90			
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91			
	9 月以上 12 月未満	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			
26	3 月未満	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95			
	9 月以上 12 月未満	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
27	3 月未満	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未満	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
28	3 月未満	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未満	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未満	108	108	108	104			
	12 月以上	109	109	109	105			
29	3 月未満	109	109	109				
	3 月以上 6 月未満	110	110	110				
	6 月以上 9 月未満	111	111	111				
	9 月以上 12 月未満	112	112	112				

	12 月以上	113	113	113				
30	3 月未満	113	113	113				
	3 月以上 6 月未満	114	114	114				
	6 月以上 9 月未満	115	115	115				
	9 月以上 12 月未満	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
31	3 月未満	117	117	117				
	3 月以上 6 月未満	118	118	118				
	6 月以上 9 月未満	119	119	119				
	9 月以上 12 月未満	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
32	3 月未満	121	121					
	3 月以上 6 月未満	122	122					
	6 月以上 9 月未満	123	123					
	9 月以上 12 月未満	124	124					
	12 月以上	125	125					
33	3 月未満	125	125					
	3 月以上 6 月未満	126	126					
	6 月以上 9 月未満	127	127					
	9 月以上 12 月未満	128	128					
	12 月以上	129	129					
34	3 月未満	129	129					
	3 月以上 6 月未満	130	130					
	6 月以上 9 月未満	131	131					
	9 月以上 12 月未満	132	132					
	12 月以上	133	133					
35	3 月未満	133	133					
	3 月以上 6 月未満	134	134					
	6 月以上 9 月未満	135	135					
	9 月以上 12 月未満	136	136					
	12 月以上	137	137					
36	3 月未満	137	137					
	3 月以上 6 月未満	138	138					
	6 月以上 9 月未満	139	139					
	9 月以上 12 月未満	140	140					
	12 月以上	141	141					
	3 月未満	141	141					

37	3 月以上 6 月未満	142	142					
	6 月以上 9 月未満	143	143					
	9 月以上 12 月未満	144	144					
	12 月以上	145	145					
38	3 月未満	145	145					
	3 月以上 6 月未満	146	146					
	6 月以上 9 月未満	147	147					
	9 月以上 12 月未満	148	148					
	12 月以上	149	149					
39	3 月未満	149						
	3 月以上 6 月未満	150						
	6 月以上 9 月未満	151						
	9 月以上 12 月未満	152						
	12 月以上	153						
40	3 月未満	153						
	3 月以上 6 月未満	154						
	6 月以上 9 月未満	155						
	9 月以上 12 月未満	156						
	12 月以上	157						
41	3 月未満	157						
	3 月以上 6 月未満	158						
	6 月以上 9 月未満	159						
	9 月以上 12 月未満	160						
	12 月以上	161						

附則別表第 3（附則第 4 項関係）

イ 旧級が一般職俸給表の 11 級である職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	9 級	10 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1

7	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 12 月未満	32	12

	12 月以上	33	13
15	3 月未滿	33	13
	3 月以上 6 月未滿	34	13
	6 月以上 9 月未滿	35	13
	9 月以上 12 月未滿	36	14
	12 月以上	37	14

ロ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	5 級	6 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1

	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 12 月未満	24	1
	12 月以上	25	1
13	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上 12 月未満	28	1
	12 月以上	29	1
14	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上 12 月未満	32	1
	12 月以上	33	1

15	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上 12 月未満	36	1
	12 月以上	37	1
16	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上 12 月未満	40	1
	12 月以上	41	1
17	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上 12 月未満	44	1
	12 月以上	45	1
18	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上 12 月未満	48	1
	12 月以上	49	1
19	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上 12 月未満	52	1
	12 月以上	53	1
20	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	2
	6 月以上 9 月未満	55	3
	9 月以上 12 月未満	56	4
	12 月以上	57	5
21	3 月未満	57	5
	3 月以上 6 月未満	58	6
	6 月以上 9 月未満	59	7
	9 月以上 12 月未満	60	8
	12 月以上	61	9
	3 月未満	61	9
	3 月以上 6 月未満	62	9

22	6 月以上 9 月未満	63	10
	9 月以上 12 月未満	64	10
	12 月以上	65	11
23	3 月未満	65	11
	3 月以上 6 月未満	66	11
	6 月以上 9 月未満	67	12
	9 月以上 12 月未満	68	12
	12 月以上	69	13